



# ウイルス性肝炎対策に関するご協力のお願い

- ウイルス性肝炎は、国内最大級の感染症と言われており、これに対する対策を総合的に推進するため、平成22年1月、肝炎対策基本法が施行され、同法に基づき、中長期的な肝炎対策の方向性等を定める、肝炎対策基本方針を本年5月16日に告示、公表しました。
- ウイルス性肝炎につきましては、肝炎ウイルスに感染しているものの、感染の自覚のない者が多数存在すると推定されること、感染経路等や治療に対する国民の理解が十分でないこと、一部において、肝炎の患者・感染者に対する不当な差別が存在すること等の問題が指摘されています。
- 日頃、仕事に従事している労働者の皆さんの中にも、多数の感染に対する自覚のない方や、感染に気づいていても、早期の治療をためらう方がいらっしゃると思われ、肝炎の患者・感染者が早期に感染を自覚し、早期に治療を受けやすい環境を作るためには、事業者の方々の御理解、御協力が不可欠です。



## 肝炎ウイルス検査等について

労働者に対して肝炎ウイルス検査を受けることの意義を周知するとともに、早めに検査を受診するよう呼びかけてください。

○検査を受診する機会は、以下のようなものがあります。

- ・お住まいの市町村での地域検診
- ・お住まいの都道府県等の保健所での検診等

※B型肝炎・C型肝炎ウイルス検査については、お住まいの市区町村の担当窓口へお問い合わせください。(裏面参照)

○上記について、労働者へ周知するとともに、労働者が検査を希望した場合には、受診できるよう休暇を付与する等の就業上のご配慮をお願いします。

○職場での定期検診の際に、必要に応じて、肝炎ウイルス検査を受診する機会を設けるよう、ご協力をお願いします。

○職場での検査実施に当たっては、検査受診の有無や結果などについて、本人の同意なく他の者が知ることのないよう、その取扱いについてプライバシー保護への十分な配慮をお願いします。

○肝炎治療のための入院・通院や副作用等で就労できない労働者に対して、休暇の付与等、特段のご配慮をお願いします。



## 正しい知識の普及を

肝炎の患者・感染者について、差別してはいけません。

肝炎は感染症ではありますが、肝炎ウイルスが職場\*で感染することは、まずあり得ません。

職場の皆さまにこれを理解していただき、患者・感染者の方々が差別を受けることのないよう、ご協力をお願いします。

※他人の血液に触れることの多い、医療機関等の職場を除きます。

### 【採用選考時の健康診断について】

採用選考時において、肝炎ウイルス検査(血液検査)を含む合理的必要性のない「健康診断」を実施することは、結果として就職差別につながるおそれがあります。したがって、採用選考時における「健康診断」は、その必要性を慎重に検討し、それが応募者の適性と能力を判断する上で合理的かつ客観的に必要である場合を除いて実施しないようお願いいたします。真に必要な場合であっても、応募者に対して検査内容とその必要性について、あらかじめ十分な説明を行ったうえで実施することが求められます。





## ■ 肝臓は体の中で一番大きく、とても重要な臓器です。

肝臓では、2500億個の細胞が、日々血液の解毒や、栄養分の貯蔵などを行い、体を健康に保っています。

## ■ そんな肝臓のニックネームは、「沈黙の臓器」。

例えば肝炎になっても、肝臓はなかなかSOSを出しません。本人が「体がだるい」と気付くころには、その肝臓はかなりの重症になってしまっています。場合によっては、肝硬変や肝がんといった、より重篤な病気に進んでしまっていることも…。

## ■ だからこそ、早期発見、早期治療。

感染が分かったときは、適切な治療や定期的な検診によって、病気の進行を予防することができます。ですから、まずは、肝炎の原因である「肝炎ウイルス」がないか、検査することが重要なのです。



## 感染拡大予防のために

○肝炎ウイルスは、常識的な注意事項を守っていれば、日常生活で感染することは、まずあり得ません。くしゃみ、せき、抱擁、食べ物、飲み物、食器やコップの共用などでは感染しません。

### <主な注意事項>

- ・歯ブラシ、カミソリ、ピアスなど血液がつく可能性のあるものを他人と共用しない。
- ・血液や分泌物の付着したものは、むき出しにならないようにしっかり包んで捨てるか、流水でよく洗い流す。
- ・外傷、皮膚炎、鼻血、月経血などとはできるだけ自分で手当とする。
- ・他人の血液が入る可能性のある入れ墨はしない。



## 肝炎ウイルス検査についてのお問い合わせ先

【大阪府ホームページより】

市町村名	担当窓口	連絡先	市町村名	担当窓口	連絡先	
大阪市	北区保健福祉センター支援運営課	06-6313-9882	池田市	保健福祉部健康増進課	072-754-6034	
	都島区保健福祉センター支援運営課	06-6882-9882	豊能町	保健センター	072-738-3813	
	福島区保健福祉センター支援運営課	06-6464-9882	能勢町	保健福祉センター(保健福祉課)	072-731-2150	
	此花区保健福祉センター支援運営課	06-6466-9882	箕面市	総合保健福祉センター(健康福祉部健康増進課)	072-727-9507	
	中央区保健福祉センター支援運営課	06-6267-9882	豊中市	健康づくり推進課	06-6858-2291	
	西区保健福祉センター支援運営課	06-6532-9882	吹田市	吹田市立保健センター	06-6339-1212	
	港区保健福祉センター支援運営課	06-6576-9882	茨木市	保健医療センター	072-625-6685	
	大正区保健福祉センター支援運営課	06-4394-9882	摂津市	健康推進課	06-6383-1111	
	天王寺区保健福祉センター支援運営	06-6774-9882	島本町	健康福祉事業室	075-961-1122	
	浪速区保健福祉センター支援運営課	06-6647-9882	枚方市	保健センター	072-840-7221	
	西淀川区保健福祉センター支援運営	06-6478-9882	寝屋川市	寝屋川市立保健福祉センター(健康増進課)	072-824-1181	
	淀川区保健福祉センター支援運営課	06-6308-9882	守口市	守口市民保健センター	06-6992-2217	
	東淀川区保健福祉センター支援運営	06-4809-9882	門真市	保健福祉センター(健康増進課)	06-6904-6500	
	東成区保健福祉センター支援運営課	06-6977-9882	四條畷市	保健センター	072-877-1231	
	生野区保健福祉センター支援運営課	06-6715-9882	交野市	健康増進課	072-893-6405	
	旭区保健福祉センター支援運営課	06-6957-9882	大東市	保健医療福祉センター(健康増進課)	072-875-2661	
	城東区保健福祉センター支援運営課	06-6930-9882	八尾市	保健センター	072-993-8600	
	鶴見区保健福祉センター支援運営課	06-6915-9882	柏原市	保健センター	072-973-5516	
	阿倍野区保健福祉センター支援運営	06-6622-9882	羽曳野市	保健センター	072-956-1000	
	住之江区保健福祉センター支援運営	06-6682-9882	藤井寺市	健康課	072-939-1112	
	住吉区保健福祉センター支援運営課	06-6694-9882	松原市	地域保健課	072-337-3126	
	東住吉区保健福祉センター支援運営	06-4399-9882	富田林市	富田林市立保健センター	0721-28-5520	
	平野区保健福祉センター支援運営課	06-4302-9882	太子町	太子町立保健センター	0721-98-5520	
	西成区保健福祉センター支援運営課	06-6659-9882	河南町	保健福祉センター(健康管理課)	0721-93-2500	
	堺市	堺保健センター	072-238-0123	千早赤阪村	千早赤阪村立保健センター	0721-72-0069
		東保健センター	072-287-8120	大阪狭山市	保健センター	072-367-1300
中保健センター		072-270-8100	河内長野市	河内長野市立保健センター(健康推進課)	0721-55-0301	
西保健センター		072-271-2012	和泉市	保健センター	0725-47-1551	
北保健センター		072-258-6600	泉大津市	泉大津市立保健センター	0725-33-8181	
南保健センター		072-293-1222	忠岡町	保健センター	0725-22-1122	
ちぬが丘保健センター		072-241-6484	高石市	総合保健センター	072-267-1160	
美原保健センター		072-362-8681	岸和田市	岸和田市保健センター	072-423-8811	
高槻市	健康づくり推進課	072-674-8800	貝塚市	貝塚市立保健センター(健康推進課)	072-433-7000	
	東大阪市	東保健センター	072-982-2603	泉佐野市	泉佐野市保健センター	072-463-6001
中保健センター		072-965-6411	熊取町	健康福祉部健康課	072-452-1001	
西保健センター		06-6788-0085	田尻町	健康課	072-466-8811	
			泉南市	泉南市立保健センター(健康福祉部保健推進課)	072-482-7615	
			阪南市	阪南市立保健センター	072-472-2800	
			岬町	岬町立保健センター	072-492-2424	

※肝炎についてくわしくは厚生労働省ホームページの「肝炎総合対策」をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou09/index.html>

【厚生労働省ホーム>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>健康>施策情報>肝炎対策】